

<b>平成 27 年度第 2 回羽村市福祉施策審議会 会議録</b>	
<b>日 時</b>	平成 27 年 11 月 25 日（水曜日）午後 7 時～午後 8 時 30 分
<b>会 場</b>	市役所 4 階 特別会議室
<b>出席者</b>	会長 川村孝俊、副会長 志田保夫、委員 井上克己、石川美紀、田口尚子、関口 勝、阿部啓一、藤谷文康、栗原悦男、高橋英保、橋本久美子、池田和生、堀 茂子、岡 誠
<b>欠席者</b>	堀内政樹
<b>議 題</b>	1. 会長あいさつ 2. 審議 3. その他
<b>傍聴者</b>	なし
<b>配布資料</b>	・ 資料 1 敬老祝金の支給について ・ 資料 2 難病患者福祉手当について
<b>会議の内容</b>	<p>1. 開会 (司会)</p> <p>ただ今より第 2 回羽村市福祉施策審議会を開催させていただきます。本日の欠席委員は堀内委員で、事前に欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、早速ですが、次第に沿いまして、進めさせていただきます。はじめに、本審議会の川村会長からごあいさつをお願いします。</p> <p>2. 会長あいさつ (会長)</p> <p>今日もみなさんの活発な意見をいただいて、まとめていきたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>3. 審議 (1) 敬老のつどいについて (会長)</p> <p>前回の議題である敬老のつどいについて、事務局から資料の追加がありますので、説明をお願いします。その後に、この件についてのまとめを行いたいと思えます。</p> <p>(担当課)</p> <p>他市における送迎バスの実施状況につきましては、平成 27 年度は 26 市中 11 市が実施しています。また、羽村市ではバスを利用せずに直接来場した方の人数につきましては、1,490 人で全体の 73%となっています。また、年齢別参加者につきましては、74～79 歳までの方が</p>

1,412 人で全体の 53%、80～84 歳までの方が 811 人で全体の 31%であり、74～84 歳までの方は、参加者全体の 84%となっています。

(会長)

敬老のつどいについてご意見はありますか。

(委員)

この資料から、歩いて会場に来る方が多く、また70歳代の方が多く参加していることがわかりました。参加対象者の年齢を引き上げることは、参加を楽しみにしている人の機会を奪うことになってしまうのではないかと心配に思います。

(会長)

75歳から80歳台前半の方の参加人数はたいへん多いと思います。前回の審議においてもなるべく多くの方に来ていただきたいと委員からも意見がありました。75歳以上という対象年齢は維持し、たくさんの方に来ていただくため、積極的に工夫していく意見でまとめたいと思います。

## (2) 敬老祝金について

(担当課) <<概要説明>>

これまでの経緯を申し上げますと、平成11年の福祉施策審議会の答申により節目支給が実施され、平成18年の同審議会答申で70歳と95歳の支給が廃止されています。

(委員)

これまでも市の財政状況を踏まえたうえで行われてきた事業だと思います。今後も継続していくことが必要であり、財政事情を理由に事業を突然やめてしまうことがないよう、長続きできる制度にするためには、支給額を考え直す必要があると思います。

(委員)

支給する方への年齢区分は減ってきた経緯があるようですが、節目の方へのお祝いは必要だと思います。市がお祝いをすることで、家族への敬老に対する啓蒙活動にもなります。お祝いの仕方としては、数え歳で正月にできれば一番よいと思います。

(委員)

この事業は、金額についての問題であると思います。お金の多寡を問うのではなくて、一律の金額でよいのではないのでしょうか。お祝いをするということが大切だと思います。

(委員)

世代間で支給額に違いが生じたとしても、例えば年金でもそうですが、それは時代の流れの問題だと思います。支給額を一律にしても事業を継続していくことが大切だと思います。

(会長)

金額の問題はさておいて、お祝いするという気持ちを市民全体にも持ってほしいということでは、皆さんの意見は一致しているようですね。

(委員)

節目の年齢をお祝いする気持ちや、行動をする必要があると思いますが、昔とは人の意識が違ってきているとも思います。だからこそ、節目年齢の時にはお祝いをするということが大切だと思います。

(会長)

地域の中で敬老金を届けるような場合に、どのような声が聞こえてくるかといったことについては、皆さんどんな体験をお持ちでしょうか。

(委員)

この事業以外に、行政が人生の節目で市民をお祝いするような事業は、羽村市にはありますか。

(会長)

羽村市では様々な事業が行われていますが、この審議会では、福祉施策に限定して意見交換をしていきたいと思います。

(委員)

民生委員が地域のお年寄りに敬老金を渡す時は、とても喜ばれています。金額を減額しても、事業自体は続けたほうがよいと思います。

(委員)

100歳を超えた方についても、祝い金を支給したほうがよいのではないのでしょうか。

(委員)

99歳で3万円、100歳で5万円が払われるということでよいのでしょうか。

(担当課)

そのとおりです。

(委員)

99歳と100歳の2年間で合計8万円も支給されるのはどうなのかと思います。

(委員)

敬老金の支給については、節目のお祝いにあわせた設定になっていると思います。

(会長)

敬老祝い金については条例によって、77歳、88歳、99歳の節目で支給されます。100歳になると、長寿報償が要綱によって支給されるといった仕組みになっているようです。

**(委員)**

市民の方は、市内の最高齢の方が何歳であるか知らないのではないのでしょうか。私の郷里では、最高齢の方は誰か皆知っています。市内で一番の長寿の方について、この人はこんなに元気であると広報で紹介することも必要ではないかと思います。財政的なことを考えると、お金をかけないで高齢者の方を敬老し、お祝いする方法は他にもあると思いますが、節目での支給は必要なことだと思います。

**(委員)**

私が先ほど発言しました、支給額を一律にするという意見については、財政的な面も考えたうえでのことです。

**(委員)**

お祝い金を差し上げることについては賛成です。ただし、99歳で3万円を支給し、翌年の100歳で5万円を支給することには疑問が残ります。これからは高齢者が増えていきますので、財政的なことを考えると金額の設定について議論していくことも必要だと思います。審議にあたっては、条例で決定している金額について、この審議会の意見がどこまで反映されていくのかを確認することが重要だと思います。まずそれを確認したうえで、金額について検討するとよいと思います。また、他市との比較で考えると、祝金を支出していない市もいくつかあるようなので、祝金の金額はもう少し低くしてもよいのではないかと思います。例えば、95歳に1万円を支給する代わりに、99歳と100歳の支給額を一律2万円に下げること検討してはどうかと思います。

**(会長)**

審議会の機会をいただいたので、市民の代表である皆さんの意見をできるだけ市政に反映できればと思っています。これまでのご意見についてまとめてみると、お祝いをする事については賛成、金額の設定については、財政面のことを考えながら検討していくといったところが大方の意見でしょうか。その他にも、100歳以上の方についてもお祝いを考えてほしい、お祝いについて広く市民にお知らせしてほしいといった意見があったと思います。

**(3) 難病患者福祉手当について**

**(担当課) <<概要説明>>**

他市の状況をご説明しますと、町田市は支給しておらず、あきる野市

は平成27年度に廃止いたしました。また、併給を制限している市は17市あります。また、福祉手当の制度は昭和57年制定以来変更されていませんが、難病の対象疾患は拡大されている状況です。

**(委員)**

条例制定当時の難病の疾病数はどのくらいでしたでしょうか。

**(担当課)**

制定当初の疾病数については手元に資料がございません。しかし疾病数、受給者数は増加傾向にあります。疾病数は、平成25年度は82、平成26年度は110、平成27年度は306となっています。また、対象者数は、平成10年度は384人、平成15年度は316人、平成20年度は444人、平成25年度は538人、平成26年度は546人となっています。

**(委員)**

難病の疾病数は大幅に増加傾向にあるということですね。

**(担当課)**

そのとおりです

**(委員)**

生活保護受給者は医療費がかからないと思いますが、これらの方にも給付がされているということでしょうか。また、併給ということは、他の手当をいただいているも、この手当がもらえているということで間違いはないでしょうか。

**(担当課)**

この手当には支給制限がありませんので、そのとおりの取り扱いとなります。プラス分として支給しています。

**(会長)**

この事業にはポイントがいくつかあります。まず併給禁止がないため、生活保護受給者にも給付されているという点です。また、障害者総合支援法で難病も支援対象となったことなど、制度を取り巻く環境も条例制定時から変化しています。また、所得制限などの支給制限も検討が必要だと思います。

**(委員)**

この制度の開始当初より難病の種類が大幅に増えたといった、条例制定当時の状況等が変化していることや、他制度との均衡などを考えると、支給制限などの見直しについて検討する必要があると思います。

**(委員)**

福祉の手当について総合的に検討するシステムが市にないのでしょうか。長期にわたる闘病は大変なことだと思いますので、こういった手

当は手厚くする必要があると思います。

**(委員)**

施設を代表する者として、施設入所の方へも給付は必要だと思います。難病治療のためにぎりぎりの生活をしている方もいます。併給については、必要以上の給付とも考えられるので、制限したほうがよいと思います。

**(会長)**

例えば、支給制限について他市との比較をしてみた場合にはご意見はいかがでしょうか。また、地域の中で活動する皆さんにとって、この件についてご意見ありますか。

**(委員)**

助成金額をみると月額7,500円で、年間10万円近くなり、財政的にかかなりの負担だと思います。財政面での見通しを示していただかないと具体的な検討は難しいと思います。

**(委員)**

この手当は助成額が一律であり、各家庭の経済状況を考慮していないと思います。所得についての制限も必要だと思います。

**(会長)**

所得制限を検討すべきということですか。

**(委員)**

納税者の立場からすると、支給制限がないということはいかがかと思います。

**(会長)**

手当は所得補償ではない、生活を保障するものではないということから、他市において所得制限が取り入れられているのではないかと思います。

**(委員)**

他市では所得制限を設けている市が多いですが、これが普通のあり方ではないかと思います。

**(委員)**

難病はいつ直るかわからない状況にあり、患者には不安があります。手当によって高額な医療を受けられることは、難病患者にとって大変ありがたいことだと思います。

**(会長)**

難病の範囲が広がったのは画期的なことで、対象者にとっては良いことだと思います。しかし、自治体が制限なく手当を支給することはいかがかといった意見が出されました。ここまでの意見をまとめると、支給

制限について見直しを含めた検討と、事業を継続するために財政的な面から、手当の金額にまで踏み込んだ検討が必要であるということになると思います。

#### 4. その他

(会長)

最後に務局のほうから何かありますか。

《事務局から、次回審議会の日程について各委員に説明》

(会長)

次回の日程ということで進めていきたいのですが、会場確保の都合上、審議会は、1月12日もしくは1月14日になりますが、いかがでしょうか。

《委員全員で確認》

(会長)

それでは、次回は1月14日木曜日の午後7時からという事をお願いいたします。なお、会場は今回と同じ特別会議室になります。

(司会)

本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。  
本日はこれをもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。